

「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(案)
に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計5件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 29 年 12 月 13 日	一般社団法人日本インターネット プロバイダー協会	会長	会田 容弘
2	平成 29 年 12 月 14 日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼CEO	宮内 謙
3	平成 29 年 12 月 14 日	EditNet株式会社	代表取締役	野口 尚志
4	平成 29 年 12 月 14 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
5	平成 29 年 12 月 14 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊

意見書

平成 29 年 12 月 13 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

150-0031

東京都とうきょうと渋谷区しぶや桜丘町さくらが丘 3-24 カコー桜丘ビル6階
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 あいた よしひろ 会田 容弘

「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(案)に関し、別紙のとおり意見書を提出します。

1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。 ※認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

裁定方針案の各条項に賛同します。

なお、接続料の算定に関する研究会では当協会から県間通信用設備のコストの透明性確保について提起させていただいたものの、第一次報告書(平成 29 年 9 月)では、NGN 県間通信用設備等について「POI が限定されていることもあり、地域の NGN との接続において不可避免的に経由せざるを得ない NGN の県間中継ルータ及び県間伝送路設備との接続条件については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要である」とされつつも、「NTT 東西殿の自主的な取り組みをまずは注視し、当面は県間通信用設備を第一種指定設備とはしない」と取りまとめられたことから、NGN の県間通信用設備は本裁定方針の対象であると認識しております。

意見書

平成 29 年 1 2 月 1 4 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちようけんしーいーおー みやうち けん
代表取締役社長兼 CEO 宮内 謙

「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針（案）」に対し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下の通り弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

該当箇所	意見
全体	「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針（案）」（以下「裁定方針」という）における「電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額」に相当する「音声固定網に係る接続料」については、認可された接続料と同等の設備での接続となる場合は、当該認可接続料と同額を接続料として設定することを事業者間で採用してきており、今後もその考えを踏襲することについては、今回の裁定方針によって否定されうるものではないと認識しております。

意見書

2017年12月14日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

〒158-0096

せたがやく たまがわだい 1-1-3

世田谷区玉川台 1-1-3

えでいっとねっと かぶしきかいしゃ

EditNet 株式会社

のぐち たかし

代表取締役 野口 尚志

「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」案に関し、別紙のとおり意見書を提出します。

(別紙)

<p>(全般)</p>	<p>電気通信事業者の電気通信設備の中には、相互接続が行われることが他の電気通信事業者のサービス展開、ひいては国民生活や経済活動のために非常に重要であるにもかかわらず、第一種指定電気通信設備の要件を満たさないものが多数あります。NTT東西のNGNのIPoE接続では、NGN自体は一種指定でありながら、非指定の県間通信路を必ず使うこととなりますが、このように実質的に一種指定の一部を構成する設備まであります。</p> <p>第一種指定電気通信設備以外との接続を要望した場合、費用面で折り合わないことがあっても納得のいく解決の指針がなかった現状がありました。今般、裁定の方針として、その水準が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」と明確にされたことは、接続料の低廉化につながるだけでなく、裁定に持ち込まれた場合の考え方が示されることで、円滑な接続交渉が進むことが期待されます。</p> <p>また、当事者に算定根拠のデータ提供を求めること、当事者がデータを提供しない場合の効果についても定められることで、裁定制度の実効性が担保され、より円滑な接続交渉が進むことも期待されます。</p> <p>よって裁定方針案に賛成します。</p>
<p>第1項 「金額（※認可された接続等を除く.）」 について</p>	<p>「認可された接続料等」とは、第一種指定電気通信設備の認可約款に基づく接続料等を示すもので、これが除かれているのは認可の過程で一度行政審査を受けていることに加え、裁定についても既に基準があるためと理解しています。</p> <p>算出式が認可約款になっている第一種指定電気通信設備の網改造料について、算出式に代入する設備の取得費用や保守費用の具体的数値の妥当性について他の電気通信事業者と折り合わな</p>

	<p>い場合、現状でも電気通信事業者は総務大臣に裁定を申請することができ、その場合の基準は裁定方針の策定を待つまでもなく法令（電気通信事業法 33 条 4 項 2 号等）により能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額であること、既にデータの提出についても総務省が求めることができるものと理解しています。</p> <p>もし上記の理解と異なり、算出式が認可の内容になっている網改造料の具体的金額が裁定に持ち込まれたとき、今回の裁定方針案のような実効性のある方法が定められていないのであれば、今回の裁定方針において算出式認可の場合の具体的数値も対象に含まれるようにしていただくよう要望します。</p>
--	---

※文中の各社名については、敬称略としています。

意見書

東経企営第17-150号
平成29年12月14日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしや
氏 名 東日本電信電話株式会社
やまむら まさゆき
代表取締役社長 山村 雅之

「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」案に関する当社の考え

裁定方針(案)の(注)において、卸電気通信役務の提供に係る金額については、1. から3. までに準じて対応するとされていますが、その金額は、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等、原価以外の様々な要素も勘案して、当社を含めた各事業者において設定している状況にあるものと認識しています。

そのため、卸電気通信役務の提供に係る金額に関する総務大臣裁定にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とするだけでなく、例えば、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境や既に多数の事業者との間で卸料金が合意されている状況等も含めて判断される必要があると考えます。

したがって、裁定方針(案)の(注)において、「(略)裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。」とあるのは、「(略)裁定の申請があったときは、1. から3. までに準じて対応することとし、その際には、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境や多数の事業者との間で卸料金が合意されている状況等についても、併せて勘案することとする。」と修正していただきたいと考えます。

意見書

西 企 営 第 144号
平成29年12月14日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
(ふりがな) にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 西日本電信電話株式会社
むらお かずとし
代表取締役社長 村尾 和俊

「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」案に関する当社の考え

裁定方針(案)の(注)において、卸電気通信役務の提供に係る金額については、1. から3. までに準じて対応するとされていますが、その金額は、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等、原価以外の様々な要素も勘案して、当社を含めた各事業者において設定している状況にあるものと認識しています。

そのため、卸電気通信役務の提供に係る金額に関する総務大臣裁定にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とするだけでなく、例えば、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境や既に多数の事業者との間で卸料金が合意されている状況等も含めて判断される必要があると考えます。

したがって、裁定方針(案)の(注)において、「(略)裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。」とあるのは、「(略)裁定の申請があったときは、1. から3. までに準じて対応することとし、その際には、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境や多数の事業者との間で卸料金が合意されている状況等についても、併せて勘案することとする。」と修正していただきたいと考えます。